

私が詐欺サイトの運営者？ 個人情報の悪用に注意！

インターネット通販に関するトラブルが急増しています。

その多くは、詐欺的な通販サイトに関するものですが、最近、「知らない間に通販サイトの運営者にされ、そのサイトを利用した人から代金の返還請求をされた」という相談が寄せられています。

何らかの方法で相談者の住所や氏名を知った悪意の第三者が詐欺的な通販サイトを開設したものと考えられます。これまでの事例では、いずれの相談者も「過去に不審な通販サイトを利用したことがあり、住所、氏名を通販サイトに送信したことがある」と述べており、そうしたサイトから個人情報が流出し、悪用された可能性もあります。

相談事例 1

全く知らない人から「あなたの通販サイトを利用して、キャラクターグッズを注文し代金を振り込んだが、商品が送られてこない。返金しなければ警察に被害届を出し法的手続きを行う」という内容証明郵便が届いた。その通販サイトを見たところ、運営会社の住所が自分の住所、店舗運営責任者が自分の名前となっていた。以前、ある通販サイトを利用した際、名前と住所を送信した後で申込みをキャンセルしたことがあった。その後、そのサイトからは何の連絡もなかったが、その時の自分の情報が悪用されたのかもしれない。（10歳代 女性）

相談事例 2

全く知らない人から「インターネットオークションに出品した商品を落札しお金を振り込んだが、商品が届かない。返金してほしい」という内容証明郵便が届いた。私はインターネットオークションに出品したことは一度もない。以前、通販サイトで商品を購入しようとした際、何となく不審に思い、前払い代金を払わずにキャンセルしたことがある。何か関係があるのだろうか。（20歳代 女性）

消費者へのアドバイス

- ★ インターネット通販を利用するときには、信用できる事業者なのかどうかよく確認することが必要です。
- ★ これまでの事例では、内容証明郵便を発送した人には悪意がなく、相談者の住所や氏名を騙った虚偽の通販サイト等の被害者であると考えられます。そのような場合には、請求を放置せず、差出人に対して「自分は無関係である」ことを主張しておきましょう。
- ★ 個人情報が悪用されないよう、あやしい通販サイトに個人情報を送信したり、インターネット上に自分の個人情報を安易に掲載したりしないようにしましょう。
- ★ その他おかしいなと思うことがあれば、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。また、次の消費者被害情報もご参照ください。

- ・ そのウェブサイト・通信販売事業者は信用できますか？
～海外の事業者に関するトラブルが多発しています！～
(<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20131002.html>)
- ・ 「お試し」を申し込んだつもりが「定期購入」になっていた？
～インターネット通販を利用するときには、条件や事業者をよく確認しましょう～
(<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/131211.html>)

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。